

12月3日～9日は障害者週間

誰もが活躍できるまちへ

障害者週間とは

障害者週間は、障害者基本法の改正により、「国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的として定められました。

市では毎年、期間中に展示会を行い、障害のある方に対する理解を広めるとともに、障害のある方の活動を応援しています(詳しくは右の記事をご覧ください)。☎障害福祉課障害福祉係 ☎042-497-2073

合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある方からお願いされたときに、負担にならない範囲で協力することであり、障害者差別解消法によって内容が定められています。難しく考える必要はなく、「ゆっくり話す」「席を譲る」「声をかける」ことも合理的配慮となります。自分にできることは何か、この機会に考えてみましょう。

合理的配慮の例

・ゆっくり話す

・席を譲る

・声をかける



障害者週間の展示

①市内事業所の紹介、②障害のある方が作成した作品を展示します。
日①11月30日(火)～12月5日(日)午前10時～午後8時、②12月3日(金)～17日(金)午前8時30分～午後5時
場①クリアギャラリー(クリアビル4階)②市役所1階☎障害福祉課障害福祉係 ☎042-497-2073



市役所での展示



難病かも？ 早めの相談を

障害には、心臓や腎臓などの内部障害や、発達障害、高次脳機能障害など、見た目からは分かりにくい障害がたくさんあります。また、国や都の指定難病は約300種類ですが、指定外の難病は3,000種類以上あるといわれています。指定外の難病のなかには「疲れやすい」「強烈に眠くなる」など、周囲から「怠けている」と誤解されやすい疾病もあります。いつもと違う症状が続いたら、もしかしたら難病かもしれません。病院や保健所と連携した治療が必要となりますので、早めにご相談ください。

☎障害福祉課障害福祉係 ☎042-497-2073



表紙写真について

表紙の写真は、「ベーカリーショップどんぐり」と「cafe ふわとん」のスタッフが市役所でパンを販売している様子です。ベーカリーショップどんぐりは社会福祉法人椎の木会が、cafe ふわとんは社会福祉法人龍鳳が「就労継続支援B型」として市内で行っている事業です。パンの製造、販売などの生産活動をとおり、障害のある方が地域で活躍しています。

～「誰か」のことじゃない～ 12月4日から10日は人権週間

基本的人権および自由を尊重し確保するために、すべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国際連合総会で「世界人権宣言」が採択されました。このことを記念し、12月4日から10日は人権週間と定められました。

この機会に人権について考えてみましょう。市内小・中学校でも毎年人権に関する取り組みを行っています。

【人権の花運動】花の栽培をとおして、協力し、感謝することの大切さを学び、豊かな人権感覚を身につけようとするものです。今年度は清小と芝山小の児童が人権の花を育てました。

【子どもたちからの人権メッセージ】すべての子どもの人として生きる権利が尊重され、必要な保護と援助が与えられるように、平成元年の国連総会で「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」

が採択され、子どもにとって最も良いことの追及、子どもが自由に自分の意見を発表できる場の創出を目的に、「子どもたちからの人権メッセージ発表会」を開催しています。今年度は清明小6年生、西原結菜さんの「すべての人が平等に」が市代表に選ばれました。

【全国中学生人権作文コンテスト東京都大会】

人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性への理解を深めるとともに、入賞作品を周知することで、一般の方にも人権尊重の意識を根付かせることを目的として実施しています。今年度は四中1年生が日常の家庭生活、学校生活、グループ活動などの中で得た体験を題材として作文を書き、その中から佐藤有紗さんの「傍観者の責任」が市の代表作品として選ばれました。

☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-497-1808



清小の人権の花



芝山小の人権の花

人権パネル展

人権週間に際し、市では「人権パネル展」を開催します。

日12月6日(月)～10日(金)午前8時30分～午後5時 場市役所 市民協働サロン兼ギャラリー☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-497-1808



展示されるパネル

生活、家計、仕事のことなどでお困りの方の無料相談窓口 きよせ生活相談支援センター「いっぽ」

- ・仕事が続かない…
- ・なかなか就職できない…
- ・借金や滞納があって毎月のお金のやりくりが難しい…
- ・履歴書の書き方が分からない…
- ・しばらく仕事をしていないので何から始めたらいいかわからない…



専門の相談員と一緒に考えながら
1つずつ問題を整理して解決策を見つけましょう

上記のほかに、住居確保給付金の相談も受け付けています。原則として、離職・廃業して2年以内の方や、就業機会の減少などにより離職等と同程度の状況の方で経済的に困窮し、住居を失った方や住居を失いそうの方が対象です。なお、受給には要件があります。

相談が多く混みあっている場合がありますので、相談を希望の方は、事前に電話でご予約ください。

申☎午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)に電話できよせ生活相談支援センターいっぽ ☎042-495-5567へ

納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 日12月22日(水)・23日(木)午後8時まで
■日曜納税・納税相談 日12月19日(日)午前9時～午後4時

■土曜納税・納税相談 日12月11日(土)午前9時～正午
場いずれも市役所徴収課窓口☎徴収課徴収係 ☎042-497-2045